

労働基準関係法令違反に係る公表事案

群馬労働局

最終更新日：令和7年9月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 豊栄 群馬工場	東京都大田区	R6. 10. 3	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス機械を使用させて作業を行わせる際に、安全装置を取り付ける等の措置を講じなかったもの	R 6. 10. 3 送検
(株) 伸光	群馬県伊勢崎市	R6. 11. 5	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	自然換気が不十分である屋内作業場で、内燃機関を有する清掃用機械を換気することなく使用させたもの	R 6. 11. 5 送検
赤城造林（有）	群馬県沼田市	R6. 11. 6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	伐木作業中に4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの	R 6. 11. 6 送検
(株) ヒロミヤ住建	群馬県高崎市	R6. 12. 20	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	関係請負人の労働者に高さ2メートル以上の箇所で作業させる際、墜落防止措置を講じなかったもの	R 6. 12. 20送検
(株) 飛翔興業	群馬県太田市	R7. 1. 9	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	自然換気が不十分なマンホールのピット内で、ガスによる健康障害を防止するための措置を講じることなく、内燃機関を有する発電機を使用させたもの	R 7. 1. 9 送検
(株) MORI ENGINEERING	群馬県前橋市	R7. 1. 17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第329条	高圧受電設備で整線作業を行わせるに当たり、労働者が充電部分に接触し感電するおそれがあったのに、これを防止する必要な措置を講じなかったもの	R 7. 1. 17送検
(株) キノコ・輪大	群馬県高崎市	R7. 1. 24	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	法定の資格を有しない労働者を最大荷重1トンのフォークリフトの運転の業務に就かせたもの	R 7. 1. 24送検
南波建設（株）	群馬県吾妻郡 東吾妻町	R7. 2. 19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	積載型トラッククレーンを用いて、荷の運搬業務を行わせるに際し、予め作業計画を定めず作業を行わせたもの	R 7. 2. 19送検
久保田運輸倉庫（株） 堀下倉庫	群馬県伊勢崎市	R7. 2. 21	労働基準法第32条 労働基準法第36条	時間外労働・休日労働に関する協定で定めた延長時間の限度時間を超えて、時間外労働を行わせたもの	R 7. 2. 21送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) C R B	群馬県伊勢崎市	R7. 2. 27	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月分の定期賃金合計約10万円を支払わなかったもの	R 7. 2. 27送検
両毛運輸 (株)	群馬県前橋市	R7. 3. 14	労働基準法第32条 労働基準法第108条	時間外労働・休日労働に関する協定で定めた延長時間の限度時間を超えて、時間外労働を行わせ、また、時間外労働時間数を賃金台帳に記入しなかったもの	R 7. 3. 14送検
J Kソーラーコーポレーション	群馬県伊勢崎市	R7. 3. 17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	トラクターショベルを高所作業を行う際に、作業床として使用させたもの	R 7. 3. 17送検
(株) 山村 群馬支店	千葉県鎌ヶ谷市	R7. 3. 18	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	グラインダーを用いて金属製品の研ま・ばり取り作業を行わせる際に、防じん用の呼吸用保護具を使用させていなかったもの	R 7. 3. 18送検
(株) 興伸製作所	群馬県藤岡市	R7. 3. 24	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	グラインダーを用いて金属製品の研ま作業を行わせる際に、防じん用の呼吸用保護具を使用させていなかったもの	R 7. 3. 21送検
中国化薬 (株) 吉井工場	広島県呉市	R7. 3. 24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第256条	発火性の物を焼却する作業を行わせていた際に、点火源となるおそれのあるものに接触させたもの	R 7. 3. 21送検
湯浅建材	群馬県高崎市	R7. 4. 15	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	解体工事現場において、物体の落下による危険を及ぼすおそれがあったのに、防網の設備を設け、立入禁止区域を設定する等の措置を講じなかったもの	R 7. 4. 15送検
(株) 千島工務店	群馬県吾妻郡 中之条町	R7. 5. 16	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に移動式クレーンを運転させたもの	R 7. 5. 16送検
萬屋建設 (株)	群馬県沼田市	R7. 7. 10	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	関係請負人の労働者に高さ2メートル以上の箇所で作業させる際、墜落防止措置を講じなかったもの	R 7. 7. 10送検
(株) B u n k e r	群馬県前橋市	R7. 7. 10	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さが2メートル以上の箇所で作業させる際、墜落防止措置を講じなかったもの	R 7. 7. 10送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
番貞鋼材（株） 第二工場	群馬県前橋市	R7.9.10	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	グラインダーを用いて金属製品の研ま作業を行わせる際に、防じん用の呼吸用保護具を使用させていなかったもの	R7.9.10送検